

第 1 号議案

アジアヘッドクォーター特区地域協議会規約案 の決定について

審議事項

総合特別区域法第 19 条第 1 項に基づく地域協議会を発足するに当たり、特区エリアの指定の申請、実施計画の策定等の協議を円滑に行うため、当該協議会の規約を決定する。